

中本総合法律事務所

News & Topics Vol. 001

発刊者：中本総合法律事務所

〒530-0047

大阪市北区西天満 5-9-3

アールビル本館 5階

Tel 06-6364-6241 Fax 06-6364-6243

新春の候、皆様におかれましては益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本年2012年1月より、弊所所属弁護士に関する事柄や、近時のトピックスなどについて知っていただくために、年2回ほどのペースで弊所に関するニュースを皆様にお届けすることにいたしました。本ニュースはその創刊号として、所長弁護士中本和洋のほか、大和隆之弁護士及び上田倫史弁護士のご挨拶を掲載し、各弁護士の近況等について簡単にご報告申し上げます。



中本総合法律事務所
News & Topics
創刊に際してのご挨拶
中本総合法律事務所
所長弁護士 中本和洋

皆様には、お元気で新年を迎えられたことと思います。私も、昨年来より大阪弁護士会会長として週の前半は大阪で、週の後半は、日弁連副会長として東京での生活を送っていますが、元気に新しい年を迎えることができました。事務所報を発行するに当たり、皆様一言ご挨拶を申

申し上げます。

昨年は、東日本大震災や和歌山大水害と多くの被災者を出す大災害が続きました。とりわけ、東日本大震災と福島原発事故によって約2万人の人が亡くなり、数十万人の被災者が住居を奪われ、仕事や生活を失うということになりました。大阪府下にも1000人を超える被災者が今なお避難生活を送っています。弁護士、弁護士会は一日も早い、復旧、復興を目指し、現地や電話での相談、二重ローン問題や復興のための立法提言等できる限りの活動を行ってきました。本年も引き続き、被災者の皆さんへの支援活動に全力を傾注しなければならないと考えています。

このような大災害や欧米を中心とする世界的な不況という暗いニュースの中にあっても、多くの皆さんは、毎日、元気を出して暮らしておられるのではないかと思います。テレビに映し出される被災者の方々が復興に向けて頑張っている姿を見ると、大阪の地で暮らしている私も大変励まされ、頑張らなければと思います。

さて、当事務所も年々弁護士が増え、各々多様な活動を行っています。大高友一はロンドンに、上田倫史は北京に留学中であり、佐藤碧は消費者庁に出向しています。大和隆之は、昨年までは大阪地裁の裁判官であり、2年間当事務所で弁護士の経験を積み、再び裁判官に戻る予定です。



このような、留学や人事交流は各々法曹としての力量を付けるために大変有意義であり、今後も継続していく予定です。ここ数年来、民事の紛争も複雑、多様化してきており、これに対応するためには各々の弁護士が専門分野について研究し、経験を積んで専門性を身につける必要があると考えています。このようなス

キルを身に付けてこそ、利用者の皆様の多様なニーズに応えられるものであり、事務所の方針として専門性について引き続き取り組んでいきます。



さて私は、これまで民事司法の改革をライフワークとしてきており、利用者に使いやすく、頼りがいのある公正な民事司法を目指し日弁連や大阪弁護士会で活動しています。具体的には、司法アクセスの拡充策や訴訟制度の改革です。とりわけ弁護士費用を保険でまかなう弁護士費用保険の拡充策については、司法アクセスを容易にする決定打ともいべきものであり、精力的に取り組んで参りたいと考えています。

皆様には、いろいろな場面でこれまでお世話になりながら、近況をお知らせすることもなく今日まで来ましたこととお詫び致します。今後は、事務所報を継続してお届けする中で、近況をお知らせしたいと考えていますので、よろしくおつき合いをお願い申し上げます。

～判事補としての 弁護士職務経験～ 弁護士 大和隆之

1. 私は、昨年4月より、判事補の弁護士職務経験という制度を利用して弁護士となり、中本総合法律事務所に入所しました。つまり、私の本業は判事補（裁判官）ということになります。

私もこのたびの弁護士職務経験にあたり知ったことなのですが、日本の数ある法律の中に、「判事補及び検

事の弁護士職務経験に関する法律」という法律があります。私は、この法律に基づいて、まさに弁護士そのものとして、中本総合法律事務所での業務に従事しています。期間は2年間であり、担当業務にも特に制約はありません。



2. このように、私は弁護士職務経験を行っておりますが、裁判官には、他にも海外留学や行政機関への出向など多様な職務経験制度があり、若手の裁判官はそのいずれかを経験することが一般的になっています。その中でも、多くの法律事務所や企業でも同じかもしれませんが、海外留学を希望する人が多いように思われます。私の同期の若手裁判官・弁護士からも、特にここ1、2年、何人もが欧米に海外留学へ行くという話をよく耳にしています。

そのような中、私が弁護士職務経験を希望したのは、いくつかの理由があります。エピソードも交えつつ、少し述べてみたいと思います。

3. 私は、平成20年2月に裁判官となり、昨年4月までの3年と少しの間、判事補として裁判所で仕事をしてきました。この約3年のうち、前半は民事事件を、後半は刑事事件を担当する部署に配属され、どちらの部署でも、私は、裁判官3名で裁判を行う「合議事件」の左陪席裁判官として仕事をしてきました（ちなみに、左陪席とは、法廷で向かって

右側に座っている、多くの場合最も若そうな裁判官です。裁判長からみて右手にるのが右陪席、左手にるのが左陪席です。)。合議事件では、若手の左陪席裁判官が主任となって、第一次的に、事件の進め方を決めたり、判決を起案したりといった仕事を担当することになっています。左陪席裁判官は、このように合議事件の進め方を考え、判決を書いた上で、これに対して右陪席や裁判長から指導・助言を受けて、いわゆるOJTにより裁判官の仕事を覚えていくことになります。

4. 民事裁判・刑事裁判を問わず、裁判官は、(多くの場合、分厚い)事件記録、すなわち当事者の主張と証拠を読みながら、「過去にどのような事実があったのか」ととことんまで突き詰めて考えます。



加えて、和解という解決方法のある民事裁判では、それと同時に「この事件にとってどのような解決が最も適切なのか」を考えることも重要になってきます。私も、民事裁判を担当しているときには、事件記録を読み込み、裁判長や右陪席裁判官と相談した上で、最適と考えた和解案を当事者に提示して、和解の打診をしてきました。ところが、そうしてみますと、こちらの思い描いたとおりには和解が成立することも多いのですが、その一方で、どう考えても和

解が合理的だと思える事案であるにもかかわらず、一方当事者がどうしても和解に応じない、という場面にも多く出くわすことになりました。単純な私としてはそれが不思議でならず、次第に、「当事者は一体何にこだわっているのか」「そもそも、なぜこのような紛争に至ったのか」、それらを知ることにこそ事件解決の鍵があるはずだという思いを持つようになりました。このような経緯で、私は、当事者の思いや紛争の原因に直接触れる経験をすることでしか理解し得ないものがあって、それを知っていれば事件をより適切な解決に導くことができるはずだ、との思いを抱くようになったのです。私は、こうした思いから、当事者本人の代理人となる弁護士という仕事を体験してみたいと考えるようになり、それと同時に、弁護士として活動することになれば、そのような事件の背景事情すべてを含めた事件の抜本的かつ本質的な解決を目指そうという目標を持つようになりました。



また、私は、刑事裁判に関しては、一般市民が裁判に参加する「裁判員裁判」を担当することとなり、裁判員となった市民の方々と一緒になって考え、判断する機会を多く持つことができました。その中で、裁判員の方々からご自身の経験に基づいて出される意見や疑問の数々は、法律の枠を超えて、非常に素直で、かつ、鋭い感覚に基づくものばかりでした。私は、このような経験を通して、やや抽象的ではありますが、私自身、いわば裁判所とは異なる場所に身を置いて、人間として成長をすることが重要であると考

えるようになりました。そのような意味からも、社会の様々な局面で多くの役割を求められる弁護士として活動してみたいと思うようになったのです。

5. こういった思いを抱きながら、このたび職務経験として弁護士となり、中本総合法律事務所に受け入れていただきました。事務所に入って最初に思ったのは、弁護士だけでなく、事務員の方々を含めた事務所全体に非常に活気があることです。皆さん仕事の進め方は的確かつ迅速ですし、弁護士間の議論は非常に活発です。そして何より、外から入ってきた私との間でも、当初から距離感は近く、真剣な議論をしながら共に良い仕事をしていこう、という一体感を感じました。

このようにして、現在、私は、中本総合法律事務所で、先に述べた私の思いや目標を実現する機会をいただいたことに感謝しながら、日々の業務に臨んでいます。これまでの自分の経験を活かしつつ、また、周りの先輩や同僚の弁護士から学びながら、より良い仕事をすることで貢献していければと思っております。

～北京便り～

弁護士 上田倫史



今年の9月より、中国の北京に移り住んでいます。中国法務の修得を目標に、今後しばらくの間、引き

続き中国に滞在することを予定しています。

現在は、中国語の修得を目標に、現地の大学の付属施設（北京語言大学漢語速成学院）に通いながら、中国語を勉強しています。中国語は、日本でも多少なりとも勉強したつもりでしたが、いざ中国に来てみると、現地の方々の話が全くと言って良いほど聞き取れず、特に最初の頃は何をするにも言葉の壁にぶつかる毎日でした。他にも、油の多い食事、北京独特の乾燥した空気など、北京生活において苦勞している点は少なくありません。ですが、今では少しずつ周りの環境にも慣れ、拙いながらも中国語を日頃から積極的に使いながら、日々学習に励んでいます。



ところで、現在中国では、携帯電話やDVDなどをはじめとする多くの商品の模造品・海賊版が市場に出回っており、大きな社会問題となっています。このような模造品や海賊版を、中国では「山寨」（シャン・ジャイ）と呼ぶのですが、この言葉の元々の意味は政府の統制外にある山賊の砦という意味でして、模造品・海賊版の意味で用いられるようになったのはつい最近のことです。しかし、この「山寨」という言葉は、近時流行語に認定されたほど広く浸透するに至った言葉でして、この言葉からも、中国において模造品・海賊版が近時広く市場に流通し、社会に浸透

していることが窺えるかと思えます。

この問題に対しては、中国政府も積極的な対策を講じており、知的財産法分野における法改正が相次いで進められています。最近では、比較的大幅な改正を経た中国特許法が、一昨年から施行されている他、著作権法及び商標法の改正作業が現在正に進められています。これらの法改正の多くは、知的財産権の保護を強化し、企業の市場競争力、引いては中国経済の国際競争力をより一層高めるといったところに狙いがあるものと言われてしています。このような法改正に対しては、中国の知的財産法は、既に先進諸国と比べても遜色のないものが整備されてきているといった指摘も、見られるところです。



しかしながら、中国では、知的財産権に関する法整備が着実に進められているにも関わらず、模造品・海賊版等が依然として市場に流通して

おり、一向に問題の解決には至っていないというのが現状のようです。このような現状の背景には、中国人の知的財産権保護に対する意識の希薄さが大きく関係しているように思われます。模造品・海賊版と言いますと、日本ではマイナスのイメージが強いかと思えますが、中国では、廉価で有用な模造品・海賊版が市場に流通することを歓迎する意見や、模倣の先にこそ革新があるのだと模造品・海賊版を積極評価する意見も少なくないようです。先ほど紹介しました「山寨」という言葉も、模造品・海賊版が社会に与えるプラスの側面を含めて用いられる場合もあるようです。

このように国民の意識や性格等が関係している問題は、単に法改正を行っただけで解決するものではありませんし、一朝一夕に状況が急変するものでもありません。そのため、この模倣品・海賊版をめぐる問題は、解決には今後かなりの時間を要するものと予想されますので、法改正の有無に関わらず、中国国民の意識状況や社会情勢などを注視していく必

要があると考えています。



適切に法律問題を解決していく上では、法的な見識は勿論のこと、その背景にある思想、文化、社会問題等に精通していることが不可欠であると考えています。今回の中国滞在を経て、法的な見識を修得することは勿論であります。積極的に多くの現地の方々と交流を深め、現地の思想、文化等あらゆるものを吸収していければと考えています。

まだまだ未熟ではありますが、今後とも研鑽を重ね、将来この経験を皆様に対する法的サービスの形に還元することができればと考えています。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

中本総合法律事務所 〒530-0047 大阪市北区西天満5丁目9番3号アールビル本館5階

Tel. 06-6364-6241 Fax. 06-6364-6243

所属弁護士

中本和洋 倉橋 忍 鷹野俊司 豊島ひろ江 大高友一 木山智之 坂口聖子

宮崎慎吾 黒柳武史 大和隆之 外山将平 鍵谷文子 李 承現 朝倉 舞 上田倫史

幸尾菜摘子 安田慶太

中本総合法律事務所東京事務所 〒107-0051 東京都港区元赤坂1丁目3番9号荻島ビル4階

Tel. 03-5771-6248 Fax.03-5771-6249

所属弁護士 三木剛 長門英悟